

## 大船行政センター空調機点検仕様書

### (業務の内容)

第1条 受託者は次の各号に定める業務を実施する。

- (1)空冷チリングユニット（3組）の圧縮機・送風機・機能系・電気系統に係る点検
- (2)パッケージ型空調機（4台）の圧縮機・送風機（室内外・室外機）の点検および運転状況の確認、電気関係の・絶縁状態・フィルターの点検
- (3)冷温水循環ポンプの点検

### (法令等の遵守)

第2条 受託者は業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

### (協議事項)

第3条 この契約に定めのない事項および委託者・受託者間に紛争、又は疑義が生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて委託者・受託者間の協議による定めるものとする。

以上